

高砂市外部公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部の労働者等からの法に基づく公益通報を適切に処理するために本市がとるべき必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 次のいずれかに該当する者が、法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。

ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は当該通報の日前1年以内に労働者であった者

イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は当該通報の日前1年以内に派遣労働者であった者

ウ 事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

エ 役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法及び法に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）

(2) 通報者 外部公益通報をする者をいう。

- (3) 担当課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

(通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報を受ける窓口を地域振興課におく。

- 2 窓口は、外部公益通報を受けるとともに、外部公益通報に関する相談に応じるものとする。

- 3 担当課において、窓口を経由せずに通報及び相談がなされた場合は、速やかにその旨を窓口に通知する。

(通報の受付処理)

第4条 窓口又は担当課は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実の内容等を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを説明しなければならない。

- 2 担当課は、受け付けた通報を、外部公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。ただし、本人が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 3 窓口又は担当課は、通報対象事実について本市が処分又は勧告等を行う権限を有しない場合は、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示しなければならない。

(調査の実施及び結果の通知)

第5条 担当課は、外部公益通報を受理した場合において、調査の必要性を十分に検討し、必要と認めるときは調査を行うものとする。

- 2 担当課は、調査を行う場合はその旨を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、本人が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 3 担当課は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行い、速やかに調査結果を取りまとめる。

- 4 担当課は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配

慮しつつ、必要に応じ、通報者に対し、調査の進捗を通知する。また、調査が終了したときは、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者に対し、遅滞なく調査の結果を通知する。ただし、本人が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（受理後の教示）

第6条 担当課は、外部公益通報の受理後において、当該通報対象事実について、本市が処分又は勧告等を行う権限を有しないことが明らかになったときは、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。この場合において、教示を行う担当課は、法執行上支障がない範囲において、自らが作成した当該通報対象事案に係る資料を通報者に提供するものとする。

（調査に基づく措置の実施等）

第7条 担当課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

2 担当課は、前項の規定に基づき措置をとったときは、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、措置の内容を遅滞なく通知するものとする。ただし、本人が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（協力義務）

第8条 職員は、他の行政機関その他の公の機関から公益通報に関する調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

（秘密保持の徹底等）

第9条 通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後も、同様とする。

2 通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（通報関連資料の管理）

第 10 条 担当課は、通報事案の処理に係る記録及び関係資料の秘密保持に配慮し、適切な方法により管理しなければならない。

2 前項の記録及び関係資料の保存期間は、10 年とする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。